

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。

暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は、『介護認定の申請後から認定結果が通知されるまでの流れ』について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…介護認定はどのようにして決定されるのですか。認定に担当ケアマネジャーが関わっているのですか。
- 対応策…介護認定の申請後から認定結果が通知されるまでの流れについて説明します。

①訪問調査（一次判定）

- ・曾於地区介護保険組合から調査員がご自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態について『聞き取りや動作確認の調査』を行います。日時については調査員から連絡があり、日程の調整を行います。
- ・全国共通の調査票を用いて、概況調査、基本調査、特記事項の記入により行われます。
- ・調査票の結果は、公平な判定を行うためコンピュータで処理され『どの程度の介護サービスが必要か』の指標となる『要介護状態区分』が示されます。

②審査・判定（二次判定）

- ・コンピュータ判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに『介護認定審査会』で審査を行い『どの程度の介護が必要か（要介護状態区分）』を審査・判定します。

※介護認定審査会では、保健・医療・福祉の専門家が審査します。担当のケアマネジャーが審査に関わることはありません。

③結果通知

- ・介護認定審査会の判定（二次判定）にもとづき、町が要介護度を認定（『要支援1・2』『要介護1～5』『非該当』）して本人に通知します。

■認定結果に納得できない場合

- ①まずは、担当ケアマネジャーにご相談ください。
- ②担当ケアマネジャーがいない場合は、町役場保健福祉課の窓口にご相談します。

そのうえで納得できない場合には、通知があった日の翌日から3か月以内に鹿児島県の『介護保険審査会』に不服申し立てができます。

■状態が変化した時

介護認定の有効期間内に、心身の状態が変化し認定された要介護状態区分に当てはまらなくなった時には、区分の変更を申請することができます。

